

2013年3月10日制定

2015年3月14日改正

代議員選出規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本生産管理学会の代議員を選出するときに、適用する。

第2条（代議員の選定）

代議員は、当法人の社員である。

- 2 社員としての義務と権限は、当法人の定款の定めによる。

第3条（代議員の任期）

代議員の任期は2年間とする。

- 2 代議員の重任は1回まで可能とする。

第4条（代議員の定数）

代議員の定数は、任期到来の前年度6月末の会費払い込み済み正会員（シルバー会員を含む、以下も同様）の総数の10%を限度とする。（以下、「選出代議員総数」という。）

- 2 任期満了時における次期選出代議員総数は、代議員選出までの理事会にて決議する。

第5条（代議員の選出母体）

代議員の選出母体は、理事会および支部とする。

- 1) 理事会選出の代議員は、任期到来の前の理事会にて選出する。理事会による選出数は、前条定数の20%とする。
- 2) 支部選出の代議員は、任期到来の前の支部にて選出する。各支部の選出数は、前条の総代議員数から前項の理事会選出数を差し引いた数とし、各支部の対象正会員に比例して選出数を割り当てるものとする。

第6条（理事会選出）

理事会は、当法人にて活発な活動を行う会員、ならびに学識者から選出する。

- 2 理事会は、任期到来の前の理事会で代議員を確定する。
- 3 理事会は、補欠代議員候補3名についても前項と同様に確定する。補欠代議員候補者リストは向こう2年間保管する。

第7条（支部選出）

各支部は、各支部の対象の正会員の中で、活発に支部活動を行う会員、ならびに学識者から選出する。

- 2 選出方法は、各支部の裁量により、任期到来前の各支部総会で承認を得る。
- 3 補欠代議員候補者については支部毎に少なくとも3名を選出する。補欠代議員候補者リストは向こう2年間保管する。

第8条（代議員受諾可否通知）

理事会および支部長は、代議員に選出した会員に、書面または電磁的方法にて選出された旨を通知し、就任受諾可否の回答を得る。

第9条（就任受諾拒否者対応）

代議員候補者より就任受諾拒否の通知があった場合、次の候補者を選出し、定数に達するまで前条と同じ処理行う。

第10条（代議員選出の時期）

代議員の選出は、任期到来の年の2月末までに完了する。

第11条（代議員の辞任）

代議員は、書類または電磁的方法によって、辞任を届けることができる。

- 2 代議員が死亡したとき、死亡辞任として扱う。
- 3 代議員より辞任届が提出された場合、理事会はこれを受理し、かつ承諾するものとする。

第12条（欠員補充）

代議員任期中に退任等により欠員が出た場合、補欠代議員候補者リストにより、次の候補者へ就任補充の依頼を行う。

- 2 代議員がその任期中に当法人の欠員補充による理事または監事となった場合は、欠員として代議員を補充することができる。

第13条（社員名簿の作成）

代議員は、当法人の社員となるので、社員名簿を作成し、閲覧に対応できるようにしておく。

- 2 社員名簿、所轄官庁等からの提出要求があるときは、速やかに提出する。

第14条（設立時代議員の特例措置）

設立時の代議員は、設立母体である前日本生産管理学会の全理事が、就任する。但し、設立総会において、当法人の定めによる人数に達するまで補充を行って選出する。

- 2 代議員の初年度の任期は1年とする。
- 3 初年度における代議員への就任は、重任回数には含めない。

以上